

# 令和 2年度予算見積調書

課室名：国保医療課  
 担当名：総務・保険医療担当  
 内線：3350 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B16	国保診療報酬審査支払事業補助		一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険団体連合会補助	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	国民健康保険法第75条、第87条、第88条		宣言項目			
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		
1 事業概要			5 事業説明					
<p>国保連合会では、診療報酬の適正な審査体制を確立し医療費の適正化を推進するため、保険者からの委託により国保診療報酬審査支払事業を実施している。この事業を行うため国保連合会に「国民健康保険診療報酬審査委員会」を設置している。</p> <p>同審査委員会は、診療報酬の適正な審査と迅速な支払いを行うことを目的に、知事から委嘱を受けた保険医等で構成されている。</p> <p>この事業の円滑な実施に資するため埼玉県国民健康保険診療報酬審査委員会の運営費の一部を助成する。</p> <p>国保診療報酬審査支払事業補助 13,323千円</p>			<p>(1) 事業内容                      国保連合会が行う国保診療報酬審査支払事業に要する運営費の一部を助成する。(定額補助)</p> <p>ア 診療報酬の審査支払事業とは                      被保険者が保険診療を受けたときに医療機関の窓口で支払うのは、3割(一部負担金)であり、残りの7割は医療機関からの診療報酬請求に基づき、保険者が支払うこととなっている。この診療報酬は、各保険者が直接医療機関に支払うのではなく、国民健康保険団体連合会を通して支払うことになっているが、同時に、診療報酬が適正に請求されたものであるかの審査も行っている。この診療報酬の審査をするため、国民健康保険連合会に「国民健康保険診療報酬審査委員会」が設置されており、知事が150人の委員を委嘱している。</p> <p>イ 国民健康保険診療報酬審査委員会の運営経費                      国民健康保険診療報酬審査委員会の運営経費は、国民健康保険団体連合会が各保険者から審査支払の「委託料」として徴収しているが、県では、診療報酬の適正な審査体制を確立し、医療費の適正化を推進することにより、保険者の医療費負担の軽減を図るため、当該審査委員会の運営経費の一部を助成している。</p> <p>(2) 事業計画                      この補助を行うことにより、県として国民健康保険診療報酬審査委員会の円滑な運営を担保する。</p> <p>(3) 事業効果                      診療報酬の適正な審査により、医療費の適正化を推進し、保険者ひいては被保険者の負担が軽減される。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体：埼玉県国民健康保険団体連合会 負担区分：(県10/10)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.2人=1,900千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	13,323						13,323	0
前年額	13,323						13,323	